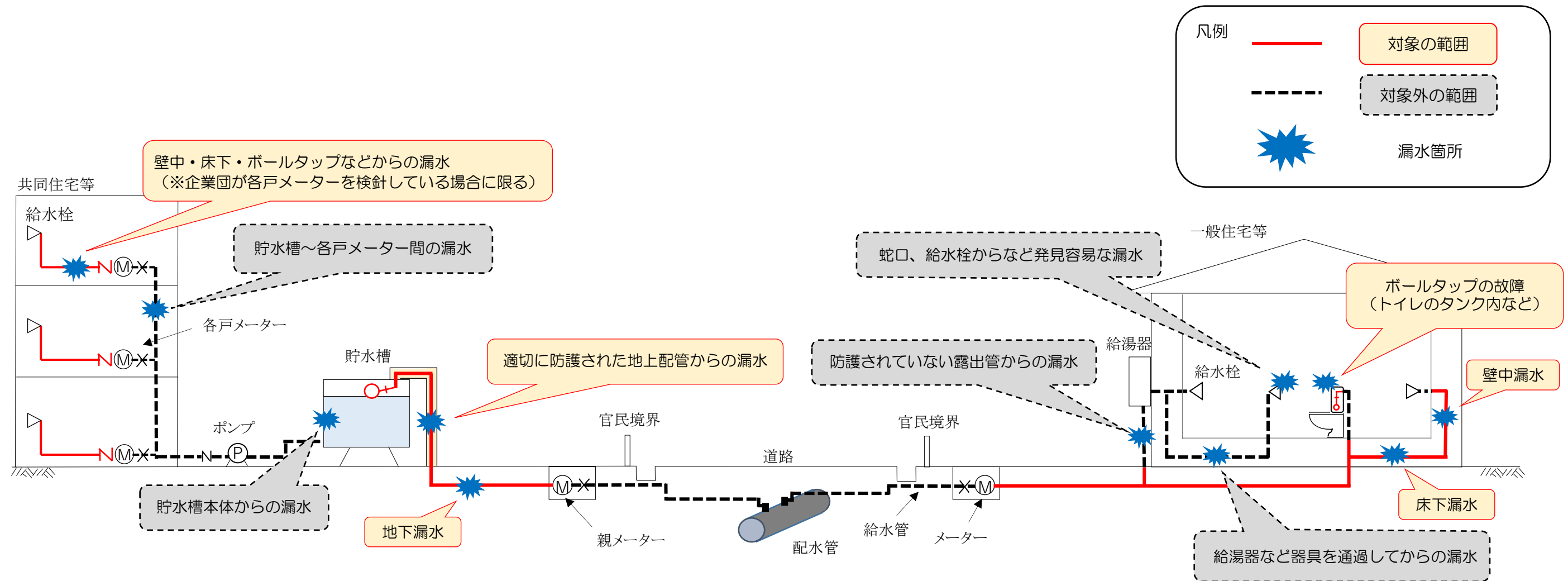


水道料金減額の対象となる漏水修繕の範囲等について（令和6年4月1日～）



減額の対象は、上記図のとおりです。

（減額の内容）

- 減額後の料金は、計量した使用水量から漏水量の50%を減じた水量により算定します。
※当該水量が認定使用水量の3倍を超える場合は、3倍の水量を上限とします。
- 減額を行う場合は、1回の計量期間のみを対象とします。

（留意事項）

- 漏水の修繕は、指定給水装置工事業者が施行する必要があります。ただし、軽微な修繕（トイレのボールタップ等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る））の場合は、この限りではありません。
- 減額の申請には、修繕証明書と漏水修繕前後の写真が必要です。
- 対象となる計量期間から1年を経過するまでの間は、同一使用者の同一給水装置では減額の措置はできません。

※詳細については、最寄りの水道センターにお問い合わせください。